

南砺市ネーミングライツ・パートナー募集要項

令和8年4月 南砺市

1 概要

本事業は、市の新たな財源の確保、地域経済の活性化のために、市の資産の命名権を広告媒体として活用するものです。市と契約し命名権を取得した広告主（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）は、命名権料の対価として施設に法人名、商品名等を冠した愛称を付与することができます。

ネーミングライツによって付与された名称は一般的な愛称として広く使用します。条例で定める施設名は変更しません。市は、契約期間中は愛称を使用することを基本としますが、必要に応じて愛称と条例上の施設名を併記する、市議会等で条例上の施設名の使用する等の対応をすることがあります。

2 募集提案の対象

ネーミングライツ・パートナー募集施設は下記のとおりです。

表1 ネーミングライツ・パートナー募集施設一覧

対象施設	地域	年額命名権料額 最低価格（円）
城端伝統芸能会館	城端	1,000,000
平若者センター「春光荘」	平	500,000
城端東部体育館	城端	300,000
井波社会体育館	井波	500,000
福光体育館	福光	500,000
いなみ木彫りの里テニスコート	井波	300,000
福光プール	福光	500,000
城南屋内グラウンド	城端	500,000
福光屋内グラウンド	福光	500,000
たいらスキー場	平	3,000,000

募集施設は、市のスポーツ施設や文化施設のうち、ネーミングライツの導入により広告効果が見込める施設を対象とします。市庁舎や学校、図書館、美術館、病院、市営住宅のほか、寄贈品の多い資料館や、施設の名称に歴史的な経緯がある施設等、愛称を付与することがふさわしくない施設は対象外とします。

なお、募集施設一覧以外の施設や、施設内のホール名、スキー場のコース名等の提案も受け付けます。

3 愛称の付与の範囲

(1) 施設の名称に、法人名、商品名等を冠した愛称を付与し、施設の名称として使用し

ます。

- (2) 募集する名称は施設の愛称であることから、条例上の名称の改正は行いません。
- (3) 決定された愛称については、速やかに利用団体等の関係機関に周知を図るものとなりますが、利用団体等の印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。なお、表示変更が完了していない場合であっても、契約期間及び命名権料は変更しません。
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。また、愛称が定着するまで、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

4 命名権料及び契約保証金

〔命名権料〕

命名権料を、「表1 ネーミングライツ・パートナー募集施設一覧」に示す年額命名権料額最低価格以上の価格にて提案ください。年額命名権料額最低価格は、類似する施設の事例、施設の利用状況、メディアへの露出状況等を勘案し、施設ごと、募集の都度決定しています。

〔契約保証金〕

契約保証金として、命名権料とは別に「表1 ネーミングライツ・パートナー募集施設一覧」に示す年額命名権料額最低価格を契約締結前に納めていただきます。契約保証金は期間満了後、看板の原状回復等の契約に定める義務を履行したときに返還いたします。契約保証金には利息を付さないものとします。

5 費用負担

表2 ネーミングライツ事業の費用分担表

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツ・パートナー
看板等の表示変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
契約保証金		○※契約満了後返還します。
パンフレット、封筒等の印刷物や本市ホームページの表示変更	○	

- ・命名権料のほか、ネーミングライツ・パートナーには上記分担表のとおり費用負担いただきます。
- ・施設敷地外の看板、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、可能なものについて看板設置者により変更しますが、費用負担が発生する場合はネーミングライツ・パートナーの負担となります。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて市や関係機関との協議により決定します。なお、看板表示の変更はネーミングライツ・

パートナーの任意となります。

- ・市で発行している印刷物については、契約締結後、残部数や改訂時期等を勘案し、協議の上、変更時期を決定します。

6 募集期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで随時募集（先着順審査）

7 契約期間

3年から7年までの範囲で、複数年の契約を基本とします。協議の上、更新は可能です。

8 導入までの流れ

- (1) 申請書類提出
- (2) 書類審査
- (3) 南砺市広告審査委員会による審査（優先交渉権者の選定）
- (4) 優先交渉権者との協議
- (5) 契約の締結
- (6) 看板等の表示変更等の導入準備
- (7) 市議会への報告
- (8) 市民への周知
- (9) 愛称の使用開始

9 選定方法

南砺市広告審査委員会において、次に掲げる項目によってネーミングライツ・パートナーとして適正か総合的に審査し、優先交渉権者を選定します。市は、優先交渉権者との最終調整を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

〔申請者が複数の場合〕 ※同日に複数者から同一施設に申請があった場合

申請者が複数の場合、委員ごとに審査点の合計点の最も多い提案者から順位を付し、第1位を最も多くの委員から得た申請者を優先交渉権者を選定します。ただし、いずれかの審査項目について過半数の委員から不十分の評価を得た場合または審査員全員の審査点の合計が配点の6割以上とならなかった場合は選定しません。審査点の合計が同点だった場合は、「命名権料提案額」、「愛称案」、「契約期間」、「地域貢献」、「経営の安定性」の順に、各審査項目の合計点が高い申請者を優先交渉権者を選定します。全ての審査項目合計点数が同一だった場合は、後日提案者に命名権料の再提案を求め、提案金額が高い申請者を優先交渉権者を選定します。

〔申請者が1者の場合〕

申請者が1者の場合であっても審査を行います。申請者が1者のとき、いずれかの審

査項目について過半数の委員から不十分の評価を得なかった場合または審査員全員の審査点の合計が配点の6割以上となった場合に優先交渉権者に選定します。この条件を満たさない場合には選外となります。

10 審査基準

表3 審査項目

No.	審査項目	審査点									
①	<p>愛称案</p> <p>市民にとって親しみやすいか、施設設置条例に記載の設置目的、施設のイメージと整合しているかを勘案し、採点します。</p>	20									
②	<p>命名権料提案額</p> <p>「表1 ネーミングライツ・パートナー募集施設一覧」に示す年額命名権料額最低価格、他自治体の類似施設の事例、利用者数等を勘案し、採点します。</p> <p>複数の申請があった場合、命名権料の審査点は最高提案価格の申請者を30点とし、2位以下の配点は1点+（当該提案者の提案価格／最高提案価格）×29点（小数点以下切上げ）とします。</p>	30									
③	<p>契約期間</p> <p>提案された契約期間により採点します。申請者が1者の場合は7年間を優良評価とします。複数の申請があった場合は、最も長い契約期間を20点とし、2位以下の配点は1点+（当該提案者の契約期間／最長契約期間）×19点（小数点以下切上げ）とします。</p>	20									
④	<p>地域貢献</p> <p>申請書、登記事項証明書、法人パンフレット等にて採点します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">内容</th> <th style="width: 30%;">採点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市内に本社等を有する</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>・市内に支社又は事業所等を有する</td> <td rowspan="2">7～19点</td> </tr> <tr> <td>・南砺市にゆかりのある企業（南砺市出身者の在籍、南砺市内での事業やボランティア活動等の実績、南砺市への企業版ふるさと納税の寄附実績など）</td> </tr> <tr> <td>・市内に事務所・事業所等を有しない</td> <td>1～6点</td> </tr> </tbody> </table>	内容	採点	・市内に本社等を有する	20点	・市内に支社又は事業所等を有する	7～19点	・南砺市にゆかりのある企業（南砺市出身者の在籍、南砺市内での事業やボランティア活動等の実績、南砺市への企業版ふるさと納税の寄附実績など）	・市内に事務所・事業所等を有しない	1～6点	20
	内容	採点									
	・市内に本社等を有する	20点									
	・市内に支社又は事業所等を有する	7～19点									
・南砺市にゆかりのある企業（南砺市出身者の在籍、南砺市内での事業やボランティア活動等の実績、南砺市への企業版ふるさと納税の寄附実績など）											
・市内に事務所・事業所等を有しない	1～6点										
⑤	<p>経営の安定性</p> <p>事業報告書等による経営の安定性にて採点します。</p>	10									
	合計	100									

(審査点)

審査点	点数配分				
	優良	良好	普通	やや不十分	不十分
30点	30	29～23	22～15	14～8	7～1
20点	20	19～15	14～10	9～5	4～1
10点	10	9～8	7～5	4～3	2～1

審査項目によって配点が決まっている場合はこの限りではありません。

1.1 応募資格

ネーミングライツ・パートナーは、次に掲げる条件のいずれにも該当しない法人とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- (2) 市に納付すべき市税、料金等を滞納している者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による更正又は再生手続をしている者
- (4) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある者
- (5) 公序良俗に反する事業を行う者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- (7) その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市長が認める者

1.2 命名条件

ネーミングライツにより新たに命名される愛称は、市民や施設利用者の理解が受け入れられやすいものとし、次に掲げるものは、申請を認めません。また、契約期間内の名称の変更は認めません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 広告内容を市が推奨している誤解を招くおそれのあるもの
- (9) 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの
- (10) 施設の所在、機能が伝わらないもの

(1 1) 前各号に掲げるもののほか、愛称として不適當であると市長が認めるもの

1 3 提案手続

(1) 提案方法

提出書類をメール又は郵送するか、持参してください。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出書類

ア ネーミングライツ申請書（広告掲載申込書） 様式第1号

イ 市区町村税完納証明書

ウ 法人パンフレット等（南砺市内での地域貢献の実績、事業所の有無がわかるもの）

エ 定款又はそれに準ずるもの

オ 登記事項証明書

カ 申込日の属する事業年度の直前3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(4) 申込期間 随時募集（先着順）

1 4 その他

本要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

事務局（問合せ先）

〒939-1692 南砺市荒木 1550 番地

南砺市 総務部 行革推進室

TEL : 0763-23-2003 mail : gyokaku@city.nanto.lg.jp

南砺市ネーミングライツ・パートナー契約書（案）

南砺市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の条項により南砺市福野体育館（以下「対象施設」という。）の命名権に関する契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約書は、甲及び乙が第2条の表に掲げる対象施設に係る愛称の命名権に関し必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、乙から支払われる命名権料を対象施設の維持管理に活用するため、ネーミングライツ事業を実施し、乙は、甲の事業目的に賛同して命名権料を支払い、命名権の付与を受けるものとする。

（命名権の付与）

第2条 対象施設の仕様及び愛称は、下記のとおりとする。

対象施設（正式名称）	所在地	愛称

2 愛称は、契約期間内は変更しないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合は、甲乙協議の上その可否を決定するものとする。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（命名権料）

第4条 対象施設の命名権料は、各年度ごとに次の表に定めるとおりとし、甲の発行する納入通知書により、同表の納付期限までに支払うものとする。当該期限が金融機関の休業日にあたる場合は、その直前の営業日を納付期限とする。

年度	金額	納付期限	備考
令和8年度	円（消費税等込み）	令和8年7月10日	月割り
令和9年度	円（消費税等込み）	令和9年7月10日	
令和10年度	円（消費税等込み）	令和10年7月10日	
令和11年度	円（消費税等込み）	令和11年7月10日	
令和12年度	円（消費税等込み）	令和12年7月10日	
令和13年度	円（消費税等込み）	令和13年7月10日	
令和14年度	円（消費税等込み）	令和14年7月10日	
令和15年度	円（消費税等込み）	令和15年7月10日	月割り
総額	円（消費税等込み）		

2 乙が納付期限までに命名権料を納付しないときは、甲は、納付期限到来の日の翌日

から乙が納付する日までの日数に応じ、納付すべき命名権料の額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として徴収することができる。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は 円とする。

- 2 乙は、契約保証金を甲の発行する納入通知書により、本契約締結前に支払うものとする。
- 3 本契約が満了し、乙が原状回復義務を履行したことを甲が確認したときは、第1項の契約保証金を乙に返還する。
- 4 契約保証金には利息を付さないものとする。
- 5 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

（契約の履行に伴う義務）

第6条 甲及び乙は、本契約の履行に際して次項から第6項までに規定する義務を負うものとする。

- 2 甲は、愛称に乙の商号又は商品名が含まれることにより、対象施設から発信される様々な情報が乙の名誉及び信用を毀損することがないように十分に配慮するものとする。
- 3 乙は、愛称に乙の商号又は商品名が含まれることにより、その商号又は商品名から発信される様々な情報が甲の名誉及び信用を毀損することがないように十分に配慮するものとする。
- 4 甲は、主催する行事等において、愛称が露出されるよう配慮するものとする。
- 5 甲は、対象施設で行われる行事の主催者及び対象施設を使用する関係者に対して、これらの者が対象施設の名称を表示するあらゆる機会に愛称を使用することを求め、愛称の露出が得られるよう努めるものとする。
- 6 甲は、新聞、雑誌、テレビ等マスメディアが対象施設の名称を表示する場合においては、愛称を使用するよう努めるものとする。

（愛称標示部分の管理及び原状回復）

第7条 乙は、対象施設において、甲が適当と認めた施工方法、デザインをもって、看板、サイン等による愛称の標示を行うことができるものとする。

- 2 前項に定める標示の範囲、看板等の寸法、色彩、設置場所及び掲示方法等については、甲乙協議の上決定する。
- 3 乙は、前項において対象施設に標示した看板、サイン等について、対象施設の運営や利用者に対する配慮のもとで適切に管理を行い、必要となる安全対策を講じるものとする。
- 4 乙は、本契約が終了するときは、甲の承認を受けた上で愛称の標示部分を消去し、標示前と同様の状態に原状回復するものとする。ただし第8条により契約が更新された場合はこの限りではない。
- 5 乙は、愛称の標示部分について汚損、事故等により清掃、再標示等（以下「維持補修等」という。）を要すると甲又は乙が判断した場合は、甲と協議の上維持補修等を

実施するものとする。

- 6 前各項に係る費用は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により費用が発生した場合は、この限りではない。

(契約の更新)

- 第8条 乙は、本契約の更新を希望するときは、契約期間が満了する6か月前までに、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項に定める通知があったときは、その適否を決定し、本契約の更新を決定したときは、新たなネーミングライツ・パートナーの募集は行わないものとする。

(原状回復の義務)

- 第9条 第8条第2項において契約更新を希望しない場合又は第8条第3項の協議が調わない場合は、第3条に定める契約期間をもって契約を終了する。この場合において、乙は、第7条第3項に定める標示の消去及び原状回復を契約期間が満了するまでに完了するものとする。

(損害賠償)

- 第10条 甲及び乙は、その責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合には、所要の措置を講ずるとともに、相手方にその状況及び内容を速やかに報告することとし、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持)

- 第11条 甲及び乙は、互いに施設命名権の導入に関して知り得た相手方の経営上又は業務上の秘密を相手方若しくは相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令の規定に基づき開示する場合はこの限りではない。

(権利譲渡等の禁止)

- 第12条 乙は、施設命名権等を第三者に転貸し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は譲渡し、並びに抵当権若しくは質権を設定してはならない。

(契約の解除)

- 第13条 乙又は甲は、相手方が正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、本契約を解除することができる。
- 2 前項の場合の損害賠償等については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

- 第14条 本契約について疑義が生じた事項又は本契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 南砺市荒木1550番地
南砺市長 田中 幹夫 印

乙